

フィリピンと東京裁判

—代表検事の檢察活動を中心として—

永井 均

はじめに

フィリピンはアジア太平洋戦争においてもっとも被害を受けた国の一つである。同国が支払った生命財産の犠牲の大きさは、たとえば一一万一九三八人の民間人が戦争を通じて命を落とし、また政府による被害総額の見積りが一九四七年時点で一六〇億ペソ（八〇億ドル）に上ったという数字からも窺い知ることができる。戦後のフィリピンの対日政策に関しては、従来、対日講和をめぐる動向と賠償問題への対応を中心に分析が加えられてきた。^①その一方で、フィリピンが日本において、戦後初めて自己の立場を表明する格好の場となった東京裁判への対応については、日本、米国はおろか、当のフィリピンにおいてさえ、研究蓄積は皆無に等しい状況にある。^②

そこで、小論では、東京裁判におけるフィリピンの対応に関する研究の端緒として、日本の主要戦争犯罪人を訴追した側、すなわち国際検察局（IPCS）の一員として檢察活動に加わったフィリピン人検事の動向に焦点を当ててみたい。^③そもそもフィリピン人はどのような経緯から裁判に参加することになったのだろうか。フィリピン政府はどのような人物を東京に派遣し、その人選はいかにおこなわれたのか。代表検事は何を自らの課題とし、どのように行動したのだろうか。そして結局のところ、フィリピン人検事にとって東京裁判はどのような意味をもったのであろうか。これら諸問題を検討することによって、我々は戦後フィリピン政府がとった峻厳な対日政策を理解する手掛かりを得ることができようであらう。

一 検察活動への参加

日本軍の占領を通してフィリピン社会は大打撃を蒙った。家畜と重要産業たる精糖工場の各六割が戦災で失われ、国内全体の戦災額は一九四五年当時、七ないし一〇億ドルと見積もられる(米国上院議会での推定)ほどだった。占領は建物にとどまらず、そこに住む人々の生命そのものを脅かした。一般市民の大量虐殺事件など日本兵による一連の戦争犯罪を捜査するため、極東米軍は一九四五年三月に戦争犯罪支局、そして六月には捜査の実働部隊として戦争犯罪捜査分遣隊を設置した。捜査分遣隊はフィリピン人スタッフの協力を得ながら、捜査を進めていった。米軍による捜査の成果はワシントンにいたフィリピン駐米代表カルロス・ロムロにも伝えられた。ロムロは日本軍の残虐行為について米国社会の関心を喚起すべく、四月一七日に米国下院議会で様々な事例を報告し衝撃を与えた。

一九四五年八月、日本がポツダム宣言を受諾して戦争は終結した。米国では終戦前後から日本の主要戦争犯罪人を処罰すべく国際裁判に関する政策の検討が重ねられていた。すなわち、ドイツの場合と同様、戦争指導者の処罰にあたっては即決処刑を排し、国際裁判にこれを付す方向で政策が立案されつつあったのである。九月一四日には、ダグラス・

マッカーサー連合軍最高司令官(SCAP)が米陸軍省に對し、極東の戦争犯罪人を起訴するための特別国際軍事法廷の構成員を指名するよう関係諸政府に要求してほしい旨伝え、これに對して陸軍省は、英中ソおよび「国務省が希望すれば」他の降伏文書署名国(仏、加、蘭、豪、NZ)とフィリピンに参加を要請するであろう、との回答を寄せた。

けれども、一〇月一八日にジェームス・バーンズ米国防長官が裁判要員の指名を打診した相手は降伏文書署名国に限定され、フィリピンには通告されなかった。国務省はフィリピン参加問題を「先送りにした」のである。

バーンズの覚書からおおよそ一カ月たった頃、日本の戦争犯罪人を処罰するために国際法廷を設置し、そこにフィリピンをも参加させるよう訴える動きがフィリピンの民間のなかから現れた。すなわち、十一月一七日にフィリピン弁護士会全国評議会議長のアントニオ・アラネタがハリール・トルーマン米大統領に以下の書き出しで始まる書簡を送付したのである。

フィリピン国民は、日本国天皇ならびにその共犯者の多くが戦争犯罪人として裁判および処罰に付されることから依然として免れていることにつき、重大な関心をもってこれを見まもっています。フィリピン国民は、山下奉

文一味だけでなく、日本の侵略行動にかかわった他のすべての指導者を処罰しなければならぬと考えています。これを行わないならば、これらの犯罪者は、引きつづき極東の平和、ひいては世界の平和にとって脅威となるでしょう。

このようにアラネタは日本の戦争指導者の処罰に対する国内の関心の高さと処罰の必要性を訴えた。とりわけ裕仁天皇については、その裁可によって戦争が遂行されたことを大日本帝国憲法の各条文を引用しながら例証し、「たとえ政府の最高位者としての天皇の地位を根拠とするにせよ、免罪の嘆願を出すことを約束するわけにはいきません」として、地位を理由とする免訴を拒否した。そして、裁判所の形態として、当時ドイツで開かれていたニュルンベルク裁判のように数カ国で構成される国際裁判所を提案し（フィリピンの参加も要求）、その設置のためにトルーマンがイニシアティブをとるべきだと主張したのである。この書簡は二月二一日、米国弁護士会によって公表された。

他方、米国内にもフィリピン人の任用を希望する見解が存在した。かかる見解を有していたのは、後にIPS局長に就任するジョセフ・キーナンであった。キーナンが白羽の矢をたてたのはペドロ・ロペスというセブ出身のフィリピン下院議員だった。後述するように、ロペスは米軍に

よるレイテ島再占領後に米国へ渡り、同地でフィリピン復興問題や国際連合の設立準備に奔走した高名なフィリピン人である。ロペスが国際舞台に登場しえた理由の一つはセルヒオ・オスメーニャ比大統領との関係にあったと思われる。オスメーニャはロペスと同じセブ出身であった。キーナンは東京着任前にロペスとオスメーニャと夕食を囲む機会があり、その席上で近く設立されるIPSへのロペスの参加可能性について打診していた。

キーナンは一月二十九日、トルーマン大統領により米国検事団の団長に正式に任命され、二月二日、東京へ向かった。六日に来日したキーナンは、翌七日にマッカーサーを訪問し、裁判の進め方などについて協議した。この席上で、キーナンはロペスの任用問題について取り上げたようだが、即座に具体化するまでには至らなかった。

二月八日、マッカーサーは連合国防司令部（GHQ）の一部局としてIPSを設置し、キーナンをただ一人の主席検事に任命した。設置直後から三九人の米国人檢察スタッフは猛烈な勢いで捜査を進めたが、作業の膨大さに比して人材が不足していることは明らかだった。キーナン自身、来日すれば法律の専門家による多大な援助が得られると考えていたけれども、やがてそれは期待外れに終わった。というのも、頼みのGHQ法務局（LS）からスタッフを獲

フィリピンと東京裁判——代表検事の檢察活動を中心として——(永井)

得ることが極めて困難であると判明したからである。キーンは人材確保に腐心し、追加要員を早急に得るため、スタッフの一人をワシントンへ派遣した。¹⁷⁾

こうした人材確保の一環として、キーンは再度、ロベス任用問題を持ち出した。すなわち二月二十七日、リチャード・マーシャル参謀長に宛てて次のような覚書を送付したのである。

本局の検事補佐としてペドロ・ロベス少佐の任命をしかるべきフィリピン当局に要請することを強く要望いたします。我々の目指す意図からすれば、彼はたいへん融通のきく人物であります。というのも、私の考えでは、彼は極めて優れた能力をもった熟練した法律家であり、我々の作業にとって即戦力となつて多大な利益をもたらすであろうからであります。私は彼が我々の作業においてもっとも貴重な戦力となることを強く確信しているがゆえに、改めて推薦したいのであります。オスメーニャ大統領は私に、もし我々自身の希望と合致するのであれば、喜んでこの仕事を彼に命ずると話しております。¹⁸⁾このようにキーンは「即戦力とな」る「熟練した法律家」ロベスを検事補佐として推薦し、オスメーニャの内諾をも取りつけていたのだった。

さて、米統合参謀本部は二月二〇日、フィリピンから

参与検事を参加させることが「政治的に望ましい」と國務省が考えていることをマッカーサーに伝えた。¹⁹⁾そして、二月二十八・二十九日にかけて國務省はフィリピンから検事を招請する方針を公式に示すに至る。すなわち降伏文書署名国の駐米外交機関に覚書を送付し、判事は署名国が指名した人物をSCAPが任命すること、およびIPSを構成する検事は署名国とインド、そしてフィリピンから選出される予定であることを伝えたのである。²⁰⁾周知のようにフィリピンは当時米国の植民地だったが、一九四六年に独立を約束されていた。フィリピンの軍事的・経済的価値を重視する米国は巨額の復興資金の提供をはじめとして、様々な形で対比援助をおこなった。²¹⁾連合国機構(国連の前身)や極東諮問委員会(極東委員会の前身)にフィリピンを参加させ、さらに東京裁判という国際舞台への参加の道を用意したのは、独立後もフィリピンを親米国家に引き止めようとする米国の政治的配慮の表れと見ることが出来る。

ところで、一〇月半ばの段階では態度を保留していた國務省が、最終的にフィリピン検事任用の方針を固めた背景にはマッカーサーの助言があった。一九四六年一月一八日に國務次官デイン・アチソンがマニラのポール・マクナット高等弁務官に送った次の電報がそのことを物語っている。
…インドとフィリピンに判事の指名を要求すべきではな

いが、犯された犯罪とその残酷性を考慮して参与検事の指名は要請するべきであるという最高司令官（マッカーサー）の提言に、国務省は同意している。どうか、マッカーサーにしかるべき人物を推薦すべくフィリピン政府に至急働きかけて、フィリピン代表が東京に到着して被告リストや起訴状の準備、さらには現在IPS内で議論されている案件に参加できるよう取り計らわれない²³。以上のように、米国の強い働きかけによってフィリピンの検察活動への参加が決定された。かくて次なる焦点は、誰を東京に送り込むかという人選問題に移される。フィリピン政府の側から検事の指名をおこなったとの記録は管見の限り見当たらない。むしろ、参加問題同様、人選も米国の主導のもとでおこなわれた。そして、人選の決定に際してイニシアティヴを握ったのは、マッカーサーであった。すなわち、一月二十九日、ロペスを至急IPSの一員として任用したいとのマッカーサーの意志がオスメーニャ大統領に伝えられ、二日後の三十一日、オスメーニャはこの要請を快諾し、可能な限り早く東京に赴くようロペスに指示するとの回答をマッカーサーに打電したのである。マッカーサーはIPS局長キーナンの推薦（前述）を受けて、ロペスの参加を要請したものと推測される。

他方、オスメーニャ側から行動を起こさなかったのは、

史苑（第五七卷二号）

すでに前年末、キーナンのロペス任用を内諾しており、米側から推薦の意思表示が示されるのを待っていたためと思われる。さらに、オスメーニャ政権が当時、国内の戦犯処罰問題に必ずしも積極的に対応していなかったことも考慮されるべきであろう。原因は財政的困窮と専門スタッフの不足であった²⁴。東京裁判参加問題への受動的対応も同様の文脈で捉えられるように思える。ともあれ、こうしてロペスはIPSの一員として東京へ向かうこととなった。

二 ロペス検事の経歴

ペドロ・ロペスは一九〇六年一月十八日にセブ市に生まれた²⁵。一九二四年にセブ州立高等学校を卒業し、国立フィリピン大学に進学、一九二六年に同大学を卒業して人文科学の準学士を得た。その後、フィリピン法律学校に入学して法律学を学んだ（一九二九年に法学士を取得）。法律学校を卒業してから地元セブで弁護士業を開業し、弁護士協会秘書、弁護士連盟議長などの役職に就いた。また、同地で各種新聞の経営者となり、セブ出版協会の会長を二年間務めた。新聞経営者としての経験は、「報道の自由に対するたえざる擁護者」というロペスの特質を形成する契機になったといわれる。

フィリピンと東京裁判——代表検事の檢察活動を中心として——(永井)

さて、ロベスはフィリピンが日本軍に占領される直前に政界へ進出、一九四一年一月に下院議員に当選する。一九四二年四月、日本軍がセブ島に上陸し同地を占領した。ロベスは日本軍によってセブ市の「傀儡」知事にされそうになったが、これを拒否してフィリピン軍に入隊する。そしてボホール地区司令部で法務官として抗日運動を展開したのだった(一九四五年六月八日に除隊)。

一九四四年一〇月に米軍がレイテ島に再上陸した後、ロベスはオスメーニャ大統領からフィリピン復興委員会委員に任命されてワシントンへ渡った。一九四五年一月のことである。同委員会はフィリピンの復興方法に関して助言、勧告をおこなうために米国議会が一九四四年に設立した組織で、比米のスタッフ各九人の計一八人で構成されていた。なお、四五年一月、オスメーニャは独立期日の繰り上げや復興援助などの問題についてフランクリン・ローズヴェルト米大統領と協議するためにサンフランシスコを訪れたが、ロベスはこの時、オスメーニャから閣僚人事について相談を受けている。

一九四五年四月には連合国機構のフィリピン代表団の一員としてサンフランシスコに派遣され、同月二五日に会議の席に着いた。五〇カ国、二八二人の代表が参加したこの会議は六月二六日、すべての参加国による国連憲章への調

印をもって閉会した。サンフランシスコでロベスらフィリ

ピン代表団は、オスメーニャ大統領の指示に従い、小国の地位を傷つけない範囲で米国代表団に密接に協力しながら行動した。団長を務めたロムロは国連設立への参加をフィリピンの存在を世界に知らしめる好機と促え、小国としての抱負を示し、あるいは小国の発言権を確保することを中心課題として行動した。会議における代表団の活動についてロムロは、憲章の原案に二五件の修正を要求し、そのうちの四件が採用、六件が部分的に採用された実績を示しながら、代表団が会議を通して「もっとも意欲的で効果的な役割を演じた」と本国に報告した。そして自分たちが「フィリピン国家の威信とフィリピン国民の名声を世界中に広めた」とオスメーニャに誇らしげに語った。独立を目前に控えたフィリピンの指導者たちにとって、母国の威信を高めることは重要な課題の一つだったのである。

さて、国連設立の準備に携わる一方で、ロベスはフィリピン、そして米国で活発に行動した。六月九日、フィリピン議会は日本の占領以来、三年半ぶりに再招集されたが、ロベスは六六人の出席下院議員(一九四一年選挙当選者)の一人として名を連ねている。

さらに再渡米して、米国にフィリピン復興への援助を訴え続けた。たとえば、一〇月末に上院の領土島嶼委員会

証言台に立ち、米国がフィリピン人ゲリラの対米協力に報酬を支払い、さらに一〇億ドルにも達するという戦争被害額を補償するよう要求した。³³⁾

一月の後半、ロペスは今度は国際連合準備組織の代表としてロンドンへ渡った。ロンドンでのロペスの活動ぶりについてオスメーニャ大統領の政治顧問デーヴィッド・バーンステインは次のように報告している。

「火のようなフィリピン代表」と形容されたロペス氏は、国連準備組織の所在地を米国にすべきであるという立場をとった。米国代表団は外交儀礼上、かかる議論や投票には参加を謹んでいたから、ロペス氏によるこのような〔米国〕擁護は米国代表団にとって、もっとも歓迎すべきものとなった。³⁴⁾

このように、サンフランシスコ会議同様、ロペスはロンドンにおいても対米協力を旨として行動した。

一九四六年一月一〇日、国際連合第一回総会がロンドンで開催された。ロペスはロムロを団長とする四人の代表団の一人として出席した。ロペスは、この会議で代表団は大国有する拒否権の削除と国連憲章への「侵略」の定義の挿入、そして総会と安全保障理事会の権限強化の三点を追求したと回想している。³⁵⁾

オスメーニャがマッカーサーの推薦に応じてロペスの東

京派遣を決断した時、ロペスはロンドンにいた。一九四六年二月末、ロペスはUP記者に対して、東京での檢察活動に加わること、来週にもワシントン経由で同地に向かう予定であることを打ち明け、さらに次の如く心境を披瀝した。

日本の戦争犯罪人を起訴する検事の一人に自分が指名されたことは、フィリピンの被害が認知された証拠である。：私はたいへん怒りを感じている。というのも、フィリピンで日本人が罪のない一般市民に対しておこなった恐ろしい犯罪の数々を個人的に目撃したからである。³⁶⁾

ところで、東京への道のりは意外に遠かった。当時、航空機の確保が困難なことから、ロペスは汽船でまずカナダのハリファクスに向かい（三月三日に同地に到着）、そこからワシントンへ飛んだ。ワシントンに到着したロペスはキーナンに電報を打ち、「貴兄に協力する機会が与えられたことに心から感謝いたします」と謝辞を述べ、私事が終わり次第、東京に向かう旨を伝えた。これに対してキーナンは三月九日、重要な協議事項があるゆえ至急出発されたしと返電、早急な来日を督促した。けれども、結局、ワシントンを出発するのは三月二五日のこととなった。³⁷⁾

フィリピンと東京裁判―代表検事の検察活動を中心として―(永井)

三 来日と起訴準備作業

一九四六年四月二日、ロペスは日本に到着した。⁽⁸⁾ ロペスはフィリピン参与検事 (Associate Prosecutor for the Philippines) の肩書きで I P S のフィリピン課 (Philippine Division) に所属することになった。ただ、他の参加国の如くフィリピン「検事団」が組織されていたわけではなく、ロペスは単独で東京に乗り込んだのだ⁽⁹⁾。五日の夕方、ロペスはマッカーサーを表敬訪問し、一二日にはキーンマンや来日したばかりの各国の裁判関係者ら六人とともにマッカーサーが催した昼食会に出席した。⁽¹⁰⁾

1 担当任務

ロペスが来日した二日後の四月四日、キーンマンは検察スタッフに覚書を発し、訴訟事件摘要書をより効率よく準備するために作業チームの編成替えを指示した。作業チームは「満州における軍事侵略 一九三二―四五年」など一五のチームによって編成されていた。この日の編成リストに初めてロペスの名前が記載された。ロペスは「B級犯罪… (a)捕虜に対する犯罪の概括的統計 (b)捕虜関係中央機関とスイスとの関係 (c)海上における犯罪」(アラン・マンズフィールド豪検事を主任とし、九人で構成)と「C級犯罪

一九三二―四五年」(ウォルター・マッケンジー米法務官と主任とし、四人で構成)の二つのチームで調査を進めることになった。注目されるのは、四月二日の再編成でロペスが「C級犯罪」チームの主任に就任したことである。⁽¹¹⁾ 「C級犯罪」とは、極東国際軍事裁判所憲章(改定前)にいう「人道に対する罪」であり、「戦前若しくは戦時中すべての一般人民に対して行なわれた殺人、殲滅、奴隸化、追放及びその他の非人道行為」などのことを指す。メンバーは中華民国の向哲濬検事とデーヴィッド・サットン米法務官の三人(後、ロペスの希望でエルトン・ハイダー米法務官が加わる)で、一般市民に対する犯罪について重点的に捜査、ブリーフを準備していった。来日してからわずか一日で「C級犯罪」主任の地位を獲得したことに、自国民が蒙った被害を告発しようとするロペスの意気込みと局長キーンマンの配慮を窺うことができる。

他方、ロペスは四月一日に初めて実施された武藤章中将(九日にマニラから帰国、同日中に巢鴨プリズンに収監)に対する尋問にも参加した。⁽¹²⁾ ロペスが尋問に同席することになったのは、武藤の経歴によるものと思われる。武藤は一九四四年一〇月、フィリピンを占領していた第一方面軍の参謀長に就任し、山下奉文軍司令官の片腕となった。そしてマニラで開廷された山下裁判にも弁護側の証人とし

て出廷し、証言をおこなった。

尋問担当官のロイ・モーガンら米国法務官は陸軍省軍務局長としての武藤の対米開戦への関与や、日本兵による中国人一般市民・捕虜に対する犯罪行為と武藤の関わりを中心に尋問を進めた。

これに対しロペスはフィリピン上陸作戦など自国に関する事項を盛り込みながら尋問した。そしてとりわけ興味深いのは、一九四五年二月のマニラ市街戦前後に日本兵がおこなった残虐行為について武藤を追及していることである(四月二二日付尋問)。

問 マニラ市内で戦闘が起きたことで、あなた方の兵隊がマニラの女性たちを強姦したことは正当化されま
すか。

答 そういった行為は正当化することはできません。
問 マニラ市内で戦闘が起きたことで、あなた方の兵隊
が、女性や幼児を含む何千という民間人をガンリン
で焼いたり、機関銃で撃って殺害したことは正当化
されるのですか。

答 そのようなことは、まったく正当化できません。⁽⁴³⁾

結局、武藤に対する尋問には四月一五、一六、一七、一
九、二〇、二二日の合計六日が費やされ、ロペスはそのう
ちの五日間立ち会った。⁽⁴⁴⁾五月七日、ロペスは正式に武藤担

史苑(第五七卷二号)

当検事となった。その背景にはロペスが「武藤をフィリピ
ンにおける大量虐殺事件の主たる責任者と考えて」おり、
キーナンに「武藤はフィリピンがもっとも関心をもっている
被告である」と繰り返し訴えていたという事情があった。⁽⁴⁵⁾
こうして、ロペスは母国における残虐行為の告発に意欲を
燃やし、責任追及のターゲットを武藤に定めるのである。

2 被告の選定

さてキーナンは四月八日に、被告を決定するため各国の
代表検事を招集した。この参与検事会議では執行委員会が
用意した二九人のリストをもとに多数決で被告を決定する
こととなった。同会議の議事録はロペスの発言を記録して
いる。だが、それは石原莞爾を米軍軍事法廷で裁くために
フィリピンに連行すべきだという、誤認情報に基づいた発
言であり、後に彼はこの発言を議事録から削除させた。⁽⁴⁶⁾こ
れ以外に、ロペスが発言したとの記録はない。ロペスは来
日前に「戦犯リストの筆頭は東条になろう」と言明したが、
結局、会議の席上に戦犯リストを提出しなかったものと思
われる。⁽⁴⁷⁾

さて、八日の参与検事会議では二六人の被告が選定され
た後、裕仁天皇の訴追問題が提起された。キーナンが被告
リストに追加すべき人物の提案を認める発言をしたため、

マンスフィールド豪検事が天皇訴追を提議したのである。この問題について議論がなされたようであるが、その具体的内容は議事録に記録されていない。結局、「検察外にある様々な事情により、天皇を訴追することは誤りである」として、天皇は被告リストから除外された。⁽⁴⁸⁾

ところで、ロベス自身はこの問題についてのどのような見解を有していたのだろうか。ここでは『マニラ・タイムズ』の記事に着目したい。一九四八年一月二日八日付の記事によれば、前日の二七日の午後、ロベスとウイリス・マホーニ米法務官はマニラ・ホテルで記者会見をおこなった。会見では裕仁天皇が起訴を免れた理由について質問が出され、二人は「天皇を検察側の起訴のための手段として利用するとの考え方にマッカーサー元帥と各国代表の検事が同意したため」と説明した。注目したいのは、この問題にからんでロベスが次の事実を公表したことである。すなわち、記事は「ロベス検事はマッカーサー元帥に対し、天皇を起訴するための証拠は十分揃っていると伝えたことを公表した」と紹介している(ただし、「十分揃っている」証拠の内容や発言の真の意図については明らかでない)。ここから、ロベスが——時期については不明であるが——マッカーサーに天皇を被告リストに加えるよう働きかけていたこと、そしてその試みが挫折したことが確認できる。マッカーサー

はすでに一九四六年一月、天皇不起訴の意志を固めており、また極東委員会も四月三日に天皇の戦犯除外を決定していたこともあって、ロベスの要求はすげなく却下されたものと思われる。

3 起訴状作成への関与

被告が決定したことで、起訴状の完成も急がれた。起訴状はアーサー・コムインズ・カー英検事を中心に準備が進められており、ロベス自身も当初、カーが用意した起訴状の形式に妥協していた。ところが、四月初旬にボルヘルホフ・ミュルデル蘭検事、ロバート・オネット仏検事がロベスを訪れ、起訴状批判をおこなうと、ロベスも態度を変えてしまふ。ミュルデルらは、カーの起訴状が繰り返しが多く冗長なこと、傀儡政権樹立について、あるいは一般市民への残虐行為に關しての訴因が欠落していることを批判したのである。彼らは起訴状が英米法的な形式をとっており、この裁判がアングロ・サクソンの裁判ではないかとも疑っていた。ロベスは四月一三日にミュルデルらの批判を勘案して独自の考えをまとめ、キーナンに覚書の形で伝えた。覚書の主眼は難解な起訴状に「できるだけ明白、簡潔、そして包括的であり、同時に一般の人々が理解可能な」訴因を加えることを提案する点にあった。とはいえ、ロベスはこの

時点では持論を強硬に主張する態度を示していない。むしろ、持論の実現を推進するか否かは、キーナンの態度如何にかかっていたのである。このことは、覚書の末尾にロペスが「私は自分自身の立場を明らかにしておきたい。すなわち、貴兄が最適と思うことが、私にとって最適なのではありません」と記していたことに示されている。

キーナンは恐らく、ロペスの考えに賛意を表したものと思われる。それゆえその数日後からロペスは自身の提案を採用させるべく行動を開始するのである。四月一七日の参与検事会議の席上で、ロペスは起訴状のなかに誰でも理解できる「包括的訴因」を挿入するよう提案し、ソ連のS・A・ゴルンスキー検事と二日間で草案を執筆したい、と述べた(両者がともにサンフランシスコで国連の設立準備に携わっていた⁵³)という事実は興味深い)。ロペスは「この機会が与えられなければ起訴状に署名しない」と恫喝さえした。「包括的訴因」の挿入を目指したロペスの意図は、主として起訴状を一般市民が理解可能なものとすることにあった。同時にまた、マスコミ対策の意図もあったようだ。世論を強く意識したロペスのかかる態度は、長い新聞経営者の経験に基づいたものと思われる。批判は出たものの、結局「包括的訴因」の起草は受け入れられるところとなり、ロペスはゴルンスキー、マンズフィールド、オネットとともに

に草案を執筆することになった。⁵⁴

さて、四月一九日の参与検事会議で配布されたロペスらの草案は、彼が当初意図していた独立した訴因ではなく、「前文 Preamble」の形で示された。多数決の結果、起訴状冒頭にこの前文が明記されることとなった(豪、加、NZ 検事の三人は反対し、他方、キーナンは賛意を表した)。ここにロペスのアイデアは現実のものとなった。その後、起訴状草案はいくつかの修正を施され、各国代表検事が署名した上で四月二十九日に裁判所に提出された。

なお、ロペスは四月二三日には、裁判所憲章の修正(たとえば「極東国際軍事裁判所」を「極東国際文民裁判所」に変更することなど、五点にわたる)をキーナんに提案し、部分的に採用された。四月二六日に改訂された裁判所憲章に、裁判官の欠席事項(第四条c項)や弁護人に冒頭陳述を認めた第一条c項が追加されたのは、ロペスの提言によるものと思われる。⁵⁵

以上の考察から、ロペスは東京裁判に臨むにあたって何を自らの課題としていたといえるであろうか。まず指摘されるのは、日本兵による残虐行為に代表される自国の戦争被害を法廷で告発し、処罰することであろう。日本軍の占領時代に残虐行為を直接目撃したという強烈な体験が告発の原動力になったと考えられる。

フィリピンと東京裁判——代表検事の検察活動を中心として——(永井)

また、ロベスは大幅に遅れて起訴作業に加わったという悪条件のなかで、可能な限り訴追方針の形成に関与しようとし、少ないながらも実績をあげた。その積極性は国連設立前後にロベスを一員とするフィリピン代表団が示した行動様式と共通するものである。国連憲章に署名し、第一回総会に出席してから東京へ向かったロベスにとって、国連時代の経験は生々しいものだったに違いない。ロベスは国連時代と同様、東京裁判という国際舞台を通して母国の威信を高めることを自らに課していたのではあるまいか。

四 国際検察局におけるロベスの立場

一九四六年五月三日、東京裁判が開廷した。「C級犯罪」チームの主任に就任して以来、ロベスは自国民が蒙った戦争犯罪に関する証拠の収集に奔走していた。たとえば、六月末、山下、本間(雅晴)裁判の記録を読み直し、これら法廷に提出された証拠類の検討をおこない、その一方で、フィリピン関係の立証に「彩りを添える」よう、ジョン・ウェンライト將軍の出廷を強く希望するなど、証人の確保にも努めた。八月になると、従来の「C級犯罪」チームが「C級およびフィリピン関係」チームに変容⁽⁵⁵⁾、さらに一二月半ばの公判では「フィリピン段階」という独立段階

として立証がおこなわれた。「フィリピン段階」の形成に残虐行為の告発にかけるロベスの執念と強い働きかけを見ることができよう。

他方、ロベス是一九四六年六月六日、巢鴨プリズンに収監されていた日本占領期のフィリピン指導者、ホセ・ラウレルとホルヘ・ヴァルガスを尋問した。ロベスは本国政府同様、彼ら政治指導者の対日協力問題には寛大な立場をとり、むしろ「傀儡」政権自体を生み出した日本側の責任を重視した⁽⁵⁶⁾。

1 対米協調的態度と「抵抗」

ところで、ロベスは概して米国法務官たちと協調して作業を進めていたといつてよい。キーンナの言葉を借りれば、ロベスは「米国検事補佐の一人として as an assistant American Prosecutor」も行動していたのである⁽⁵⁷⁾。かかる行動の背景には、ロベスが特殊な身分に置かれていたという事情があった。すなわち、彼は米陸軍省の被雇用者という身分にあり、米国から給与を得ていたのである。これは参加した各国政府から給料が支給されていた他国の検事とはまったく異なる雇用形態であった⁽⁵⁸⁾。

ロベスは米国検事団のなかでも、とりわけキーンンに対して協力的であり、時に妥協的態度すら示した。以下、一

三の事例を紹介しておこう。⁽⁶⁵⁾

冒頭陳述を終えて一時帰国したキーナンはワシントンで独断で記者会見を開き、しかも東京法廷について侮辱同然の発言をした。このことを知った英連邦検事らは激怒する。一九四六年六月二〇日、本件に関して検事会議が開かれた。会議では、キーナンに二度と独断で記者会見をすべきでない⁽⁶⁶⁾と伝えるか否かについて議論がなされ、ロベスのみが反対、キーナンを擁護した。⁽⁶⁷⁾ キーナン支持というロベスの態度は裁判を通じて基本的に一貫していたようだ。ロナルド・クイリアムNZ検事は一九四七年七月二日付の本国宛書簡に、会議で「説明なく常にキーナンの見解に従う」⁽⁶⁸⁾ロベスの姿を書き留めている。

また、一九四七年一〇月頃、板垣征四郎被告の担当検事の地位をめぐって検事間で摩擦が生じた。ロベスは一九四六年後半から板垣担当検事として同被告に関する調査を進めていた。板垣に対する立証段階が近づくと、中国の向検事らは板垣の反対尋問を自分たちにおこなわせるようキーナンに直訴した（板垣は関東軍参謀長、支那派遣軍総参謀長などを歴任していた）。一〇月一日、ロベスはキーナンに板垣の反対尋問を向検事らに譲ることは「わが国に不公平」と抗議したが、キーナンはこれを却下した。ロベスは自身に正当性が希薄だったためかキーナンに素直に従い、

史苑（第五七卷一頁）

結局、板垣への尋問は中国の倪征燠検事が担当することになった。⁽⁶⁹⁾

それでは、ロベスはなぜキーナンに協力を惜しまなかったのだろうか。裁判所憲章第八条が規定する如く、参与検事は主席検事を補佐する任務を負うとの説明だけでは十分であろう。むしろ、ロベスの個人的な事情が作用したものと考えられる。すなわち第一に、ロベスにはキーナンの推薦で東京に招かれたという、特殊な参加経緯があった。これはほかの各国検事の派遣事情と明らかに異なる。いわば、東京においてキーナンはロベスの「恩人」であった。

第二に、二人は本の貸し借りをするなど、東京において個人的に親交を深めていた。⁽⁷⁰⁾

第三に、ロベスには裁判を成功させたいという強い願望があった。先の板垣担当問題をめぐるロベスの手紙は次の一文で結ばれている。

貴兄による最終判断の如何にかかわらず、私はこの裁判が成功裡に終わるのを見届けるためにも、これまで同様、惜しめない援助と協力をいたす所存であります。

裁判を「成功裡」に導くという動機がロベスに主席検事への協力を正当化させる根拠となったのではあるまいか。

そして第四に、「C級犯罪」チーム主任、武藤担当検事への抜擢が示すように、ロベスはキーナンに全面的に協力

することで利益を引き出した。その意味で、ロベスにとってキーンマンへの協力は自己実現をはかる上で有効な戦略た
りえたのである。

では、ロベスは裁判を通じて常に対米協調的態度を持続
したのでろうか。そうではない。たとえば一九四六年八月、
「フィリピン段階」の担当をめぐって米国検事団とロベス
との間で衝突が生じた。^⑧ ジェームス・ロビンソンら米国法
務官は米国人に対するB級犯罪関連の証拠を収集してきた
が、そのなかにはフィリピンでの諸事件も含まれていた。

他方、ロベスもフィリピンにおけるB級C級犯罪について
立証する特別任務を負っていた。ロベスが集めた証拠が米
国人に関するものを含んでいたため、法廷に提出する証拠
が米国法務官のものと重複する可能性が出た。かかる可能
性を見てとった米国法務官が、同段階の米国人関連の立証
を自分たちに担当させるよう要求し、ロベスがこれを拒否
したのである。両者の軋轢は根本的には担当範囲の不明確
さに起因していた。ただ、ロベスにしてみれば、フィリピ
ン関係の主任として集めてきた証拠を、自分たちに利用さ
せるべく一方的に要求した米国法務官の傲慢さが許せなかつ
たのであろう。それは、職権侵害と感ぜられたであろうし、
そもそも法廷におけるブレゼンテーションの機会の減少を
意味したからである。ロベスにとって法廷で注目を集める

ことは自国の威信を高める意味でも重要だったはずである。
双方の愚痴に業を煮やしたマンスフィールドはキーンマンに
調停を委ねた。結局、ロベスは「フィリピン段階」主任の
地位を確認させた上で、多少譲歩したようだ。公判ではソ
リス・ホーウィッツ米法務官が同段階の一部を担当した。^⑨

また、一月には、ほかならぬキーンマンと衝突した。こ
との発端はキーンマンが裁判の迅速性を重視する余り、「B
級C級犯罪」立証の期間を短縮する方針を提起したことに
あった。彼は裁判の主目的を「平和に対する罪」の立証に
あると考えており、「B級C級犯罪」については関心が低
かった。キーンマンは「B級C級犯罪」を立証から取り下げ
ることが賢明でないかどうかという問いをロベスとマンス
フィールドに投げかけた。この問題をめぐる検事間の軋轢
に関して、クイリアムN Z検事は本国に興味深い報告を送っ
ている。クイリアムの観察によれば、キーンマンの提案はマッ
カーサーと米国当局から裁判の長期化を批判されたことに
対して考え出されたものであった。連合国間の協議によつ
て進めてきた訴追方針を一国の判断で転換させるこの提案
は、当然のことながら、責任者であるマンスフィールドと
ロベスの猛烈な反発を惹起した。本件は参与検事会議に持
ち込まれた。マンスフィールドとロベスは自分たちの国が
捕虜や一般市民に対する犯罪を重視しており、裁判所憲章

や起訴状、あるいはキーンンの冒頭陳述でもこれら犯罪に注意が払われている、さらに証拠も十分揃っていると説明した。そして、もし「この立証を」断念すれば、誤解を招き、有害ですらある」と主張してこれに反対した。他国検事もロペスを支持するという圧力的状況が生じたため、キーンンも譲歩せざるをえなかった。

以上から明らかなように、ロペスは裁判を通じて対米協調的態度を貫徹したわけでは、決してない。彼は自らの国益が侵害されると感じた時には抵抗を試みたのである。とりわけ彼が執着したのは日本軍の残虐行為を告発する「フィリピン段階」立証に対してであった。フィリピン国民の代表として母国の人々の戦争被害を法廷で訴えるという彼の使命感が「大國」の権力乱用に一定の制約を課す動因となつたといえよう。

2 「フィリピン段階」立証過程

一九四六年二月一〇日〜一三日、一六日の五日間にわたって検察側の「フィリピン段階(日比関係)」立証がおこなわれた。立証に先立って、ロペスは次のような冒頭陳述をおこなっている。

(1) 被告たち並びに日本の他の指導者たちは、日本人を「世界征覇を旨せる好戦国民」に作り上げるための基

本政策を採り、教育・マスメディアなど「総合的勢力を動員し」て、日本人民に侵略愛好、「敵国民に対する熾烈なる憎悪軽蔑を教え込」み、その結果、フィリピンにも多大な被害をもたらした。

(2) 「日本人の残虐行為は、個々人の犯した偶然的非行ではなく」、その「遺口」、方法は全部徹底的に同型のものである。

(3) 犯罪者の大部分は将校、下士官兵の区別なく「日本軍の凡ての兵科に亘」っており、他方、犠牲者は「一般市民及び戦時俘虜、健康者及び病人、若きも老いたるも男も女も剩つさえ子供及び乳児をも含」んだ。

(4) 日本の指導者は連合国側の公式抗議、ラジオ放送などにより、連合国側非戦闘員、捕虜に対する虐殺、虐待を知っていたが、「抗議等には眼もくれず虚妄の宣伝の用具とし」、その告発の調査、犯罪者の処罰により事件の再発を防ぐ努力もしないで「犯行が続くのを許し又は、黙認していた」。

「フィリピン段階」の特質は最初に取り上げた事件に集約されている。ロペスはまず、一九四五年二月にマニラの赤十字本部で発生した日本兵によるフィリピン人医師、看護婦、子供を含む患者の虐殺事件の紹介から立証を始めた。このことが象徴しているように、ロペスは現地住民に対す

る戦争犯罪を重視した立証をおこなった。かかる傾向は証拠の数にも反映されている(比米軍捕虜に対する残虐行為に関する証拠は二六点、一般市民に関する証拠は一〇四点)。

『朝日新聞』は立証初日の様子を「およそ考えうるあらゆる種類の犯罪方法が展開されあまりの醜悪さに席を立つ婦人の姿もみられたほどであった」と報じ、また、当時傍聴していた富士信夫は「実際の苛烈な戦場体験のない私には、とうてい信じられないような内容の連続であった。まことに厭な四日だった」との感想を残した。

ロベスが提出した一四四点の証拠(そのうち証人は七人)はその性質によって、残虐行為自体の証拠と、残虐行為の責任を被告に問うために提出されたと思われる証拠に大別でき、数量的には前者が圧倒的に多い。証拠には家屋や官庁、教育施設などの建物の損害状況に関する報告書も含まれていた(マニラ国勢調査統計局による一九四六年六月現在の報告書)。これは他の参加国には見られない対応である。当時、フィリピンの指導者は対日賠償問題に多大な関心を寄せていた。ロベス自身、かつてフィリピン復興委員会の委員だったことから賠償問題について敏感ならざるをえなかった。一月中旬、エドウィン・ポーレー連合国防償委員会米国代表が作成した日本からの賠償即時実施計画が公表されたが、それと前後してロベスは一時帰国して国

内の被害状況を調査し、公判に備えた。⁽²⁴⁾ロベスは対日賠償政策を有利に展開するためのアピールの「場」として東京裁判を利用したのではあるまいか。

それでは「フィリピン段階」と被告とはどのように関連づけられたのだろうか。「フィリピン段階」ではアトロシティーズの諸相が重点的に明らかにされ、被告との関連性については十分指摘されなかった。けれども、続くマンスフィールド検事による「中国、フィリピン以外の地域に関する戦争法規違反の立証段階」で、東条英機とバタアン「死の行進」、外務大臣重光葵と捕虜虐待に対する連合国の抗議の処理について言及された。さらに、一九四七年一月二四日、ロベスは「被告の個人責任に関する追加立証」で、武藤は一九四五年二月前後に引き起こされた一連の残虐行為について、当時、参謀長の地位にいた者として責任を有すると厳しく追及した。

とはいえ、武藤と諸事件の直接関連性が十分に解明されたとは思われない。それゆえ検察側は、武藤が事件当時「軍高官であった」という状況証拠を最重視し、山下裁判の判決をも援用することで責任追及の正当化に努めざるをえなかったのである。弁護側は、武藤が残虐行為を命じたことはなく、諸事件の報告も受理していないと反駁した。

一九四八年二月二六日、ロベスは武藤に対する最終論告

をおこない、「(武藤は)自責の言葉一つなく、後悔の嘆息一つなく悔恨の涙一滴すらないのであります。当時の威勢の傲慢は未だ其処にあるのであります。我々はもう一度やるといふ様子は誤りないのであります」と結論し、退廷したのであった。

結び——裁判の評価をめぐって

「本官は、これから極東国際軍事裁判所の判決を朗読します」。こう前置きしてからウィリアム・ウェップ裁判長は判決文の朗読を始めた。一九四八年一月四日の朝のことである。一二日には刑の宣告がおこなわれ、二五人の被告全員に有罪が宣告された。武藤に関して裁判所は、「フィリピン段階」での圧倒的な証拠を状況証拠として採用し、「われは、これらの出来事について、まったく知らなかったといふかれの弁護を却下する。これはまったく信じられないことである」として、有罪を認定した。結局、武藤は東条ら他の六人とともに絞首刑を言い渡された。

判決当時、フィリピンの国民は東京裁判をどのように見ていただろうか。判決に関するニュースは新聞各紙によってフィリピン国民にもたらされた。『マニラ・タイムズ』一月一三日付記事のように判決内容と量刑、そして日本

人の反応を淡々と報じる新聞がある一方で、突っ込んだ論評を加える報道もあった。

たとえば『マニラ・クロニクル』一三日付の社説は東京裁判が「勝者の裁き」であるという東条の主張に同意しながらも、「勝者は米國でもロシアでも中国でもない。勝者は自由であり、正義であり、人類である」と付け加え、裁判の正当性を主張した。また一二日付『マニラ・ブレティン』は社説で次のように主張していた。

東条は彼が犯した罪は戦争に負けたことだけにあると考えている、そして彼はそのため後悔しているのだ、しかし日本人は彼と同じような考え方をしているだろうか、戦争を計画し実行することは真に極刑に値するといふことが裁判の背後にある思想だといふことが人々の心に印象づけられるにはまだ徹底を欠くうらみがある。

一三日付『イヴニング・クロニクル』の社説は以下のようなものである。

ヒトラー、ムッソリーニが死に東条が処刑されても他のものが彼らに代つてその地位にすわらないとの保障にはならない。侵略戦争を行う能力は一国の指導者にあるよりもその国の国民性と彼らが住む環境の中に発見されるものだ。

一五日付『バゴン・ブハイ』紙でも、日本は本質的に軍

国主義的な国家であり、将来、再び小国、あるいは弱小国を犠牲にして拡張をはかるだろうとの危惧が表明されていた。

この他、判決よりも嚴罰を要求し、あるいは裁判に内在する矛盾を指摘する報道も見受けられた。フィリピン代表のデルフィン・ハラネーリヤ判事は判決とは別に「同意意見書 Concurring Opinion」を作成、裁判所に提出し、一部の被告らの量刑が「余りに寛大すぎる」と判決を批判していたが、この意見書は『マニラ・クロニクル』紙のコラムニスト、オラシオ・ポロメオによって取り上げられるところとなった。ポロメオはハラネーリヤの見解に賛意を表するとともに、すべての被告は「二度」絞首刑に処せられるべきだと強硬に主張した。さらに続けて、裁判は「表向きの頭首のために開かれたちやちな替え玉裁判」であり、裕仁天皇も被告リストに加えられるべきだった、との不満も述べた(一月一三日付)。

以上のように、フィリピンの各紙は判決を当然視し、さらに峻厳な処罰さえ要求した。そこには対日不信感を払拭しきれないフィリピン国民の姿があった。当時、マニラではフィリピン政府によるBC級戦争犯罪裁判が継続中であり、依然として日本兵による残虐行為の数々が日々明らか^⑧にされていた。フィリピンの人々にとって、日本占領時代

はいまだ生々しい体験であり、彼らが日本人に怒りを感じ、日本の軍事力の復活を恐れたことは、まことに無理からぬことであった。

さて、一月二一日、弁護団はマッカーサーに再審査を求め、訴願を提出した。これに対してマッカーサーは翌二二日に裁判当事国一カ国の代表を招集し、各国の意見を聴取した。この席上で駐日フィリピン代表部のベルナベ・アフリカ公使は「裁判所は訴訟事件を徹底的に検討した。量刑を変更すべき理由は見出せない。判決の承認を勧告する」として原判決を支持した。結局、カナダ、インド、オランダ以外の八カ国が判決を支持し、これを受けたマッカーサーは訴願を却下、第八軍司令官ウォルトン・ウォーカー中将に一週間以内の死刑執行を命ずる。

いまや執行は時間の問題となった。こうした状況下、広田弘毅と土肥原賢二の二人の死刑囚を含む七人の被告の弁護人は、二九日に合衆国連邦最高裁判所に訴願を提出した。この動きに対してフィリピンでは、三〇日の『イヴニング・クロニクル』社説が「土肥原、広田の両戦犯は即刻処刑すべきである」と論じたように、即座に反対論が出た。さらに二月六日に連邦最高裁が訴願を受理すると、マニラ市内の各紙は一斉にこれに反発した。反論の口火を切ったのはほかならぬロペス検事であった。翌日の『マニラ・タイ

ムズ』はいち早くロペスの見解を報じている。ロペスは「国際法廷は一国の裁判所によって再審されるべきものではない」と不快感を隠さなかった。⁸⁷ 他各紙もロペス同様、連邦最高裁の判断に疑念を呈した。⁸⁸

二月二〇日に連邦最高裁が弁護団の訴願を却下すると、フィリピンの各紙は「さあ彼らを絞首刑にせよ」(『マニラ・ブレティン』二月二二日)、「いまこそ彼らは死ななければならぬ」(『マニラ・クロニクル』二月二二日)など死刑執行を促す見解を表明した。⁸⁹ そして二三日未明、東条ら七人の死刑は執行された。

ところで、ロペス自身は東京裁判をどのように受け止めていたのだろうか。これまで見てきたように、ロペスは裁判を通して自国民の被害を告発し峻厳な処罰を求め、さらに自国の威信を高めるべく行動した。疲れ知らずの猛烈な活動ぶりのロペスではあったが、終戦前後からのタイトなスケジュールからくる疲労の蓄積度は東京でピークに達し、武藤への反対尋問の最中に気分を害して退廷した一幕もあった。⁹⁰

検察活動に参加するにあたって、ロペスは米国検事団の補完的役割を果たすよう期待された。⁹¹ 彼は一面ではその期待に応えながらも、なお「フィリピン代表検事」としての自立性を追求したように思える。その毅然とした態度は時

史苑(第五七卷二号)

に米国の恣意的方策を妨げる要因にすらなった。そして裁判を終えたいま、ロペスは改めて次のように振り返るのである。

東条、武藤、そして日本のすべての戦争犯罪人をたとえ一千回絞首刑に処したとしても、死亡した我が国民はもはや生き返らないし、無惨に扱ってしまった生活は真っすぐにはならない、徹底的に破壊された家屋さえも元通りになりはしないのである。…彼らの犯した過ちは決して取り消されることはない。…だが、もし東京裁判が打ち立てた歴史的な先例が、将来、戦争仕掛人の動機を躊躇させる要因になれば、我々が参加したすべての時間は意味をもつことになるだろう。⁹²

ロペスは、判決は寛大であり、「すべての被告らは極刑に処されるべきだった」とさえ考えていた。⁹³ 自身が抗日ゲリラ活動の過程で日本軍の残虐行為を目撃していたこと、そして来日前にフィリピンの復興に携わったことから、ロペスは母国の人的・物的損害状況をリアルに認識していた。それゆえに、かかる甚大な被害をもたらした日本の戦争指導者の厳罰は彼にとって余りにも当然のことと思われたのである。いささか過激なまでのロペスの発言は、判決に対して示された国内世論を深く配慮した、まさに戦争被害国からのメッセンジャーとしてなされたものであった。

フィリピンと東京裁判——代表検事の検察活動を中心として——(永井)

さらにロベスは、東京裁判の先例としての意義を高く評価しようとした。自身に不満があろうとも、裁判が成功裡に終わるまでIPRSに援助と協力を惜しまなかったのは、偏に将来の戦争を防止するための先例を樹立するという参加目的があったからにはかならない。その意味で、ロベスは自らが署名した国連憲章の理念に努めたのであった。⁽⁹⁵⁾けれども、彼が先例を手にするには、母国が戦争を通じて支払った代償は余りに高へついたのである。

註語 CPRP (Carlos P. Romulo Papers, Archives of the University of the Philippines, Quezon City), DMP (Douglas MacArthur Papers, MacArthur Memorial Archives, Norfolk, Microfilm of National Diet Library, Tokyo), DNZER (Robin Kay ed., *Documents on New Zealand External Relations*, Vol.2, Wellington: Government Printer, 1982), FECR (Far Eastern Commission Records, Microfiche of NDL, Tokyo), *FRUS* (Department of State, Historical Office, *Foreign Relations of the United States*), IPS/SHF (International Prosecution Section, Staff Historical File, RG331, Entry315, National Archives of the United States, Washington, Microfilm of NDL, Tokyo), IPS/RCP (International Prosecution Section, Records of the Chief Prosecutor, RG331, Entry 317, NAUS, Microfilm of NDL, Tokyo), SOP (Sergio

Osmena Papers, Philippine National Library, Manila). 『速記録』(『極東国際軍事裁判速記録』雄松堂書店、一九六八年)。

註

(1) 吉川洋子『日比賠償外交交渉の研究』勁草書房、一九九一年、三一—三二頁。

(2) ロジャー・テイティングマン「対日講和と小国の立場」(渡辺昭夫・宮里政玄編『サンフランシスコ講和』東京大学出版会、一九六六年)・Takushi Ohno, *War reparations & Peace settlement*, Solidaridad Publishing House, Manila, 1986. 吉川『日比賠償外交交渉の研究』。

(3) Isidro L. Retizons, "The Tokyo war crimes trials," *The Lawyers Journal*, Manila, Feb. 1951, pp. 58-62. 法律学者の立場から東京裁判の判決、デルフィン・ハリニーリヤの対応に関する詳細な検討はなされていぬ。拙稿「極東国際軍事裁判における「小国」の立場」(マシマ民衆法廷準備会編『問い直す東京裁判』緑風出版、一九九五年)はハリニーリヤ判事の動向を中心に分析したものである。叙述の一部は本稿と重複することを予めお断りしておく。

(4) 本稿は主として国際検察局文書に若干含まれてゐるマドロ・ロベス検事のメモなどを手掛かりとして、同検事が追求した課題を抽出しようと試みるものである。いうまでもなく、ロベス検事の思想、行動、立場を理解しようとするならば、同検事と本国政府のやりとりを示す電報、あるいはロベス自身の日記、備忘録、回想録などの検討が不可欠である。しかしながら、筆者はこれら資料を入手しておらず、その発掘、歴

史像の再構成は今後の課題とせねばならぬ。

- (5) 谷川榮彦・木村宏恒『現代フョーリンの政治構造』マニラ経済研究所、一九七〇年、四五、六九頁。
- (6) Biographical notes on Col. Alva C. Carpenter, n.d., FECR; Manuel Lim, "Highlights of the Yamashita and Homma trials," *The Lawyers Journal*, Dec. 1946, p. 553.
- (7) Charles Willoughby to Carlos Romulo, 27 Mar. 1945, CRRP; Pio Andrade, Jr., *The fooling of America*, 1985, p. 47. 『朝日新聞』一九四五年一月十七日。
- (8) 栗屋憲太郎『東京裁判論』大月書店、一九八九年、四八一—五〇頁。日暮吉延「連合国の極東主要戦争犯罪裁判に関する基本政策」『日本歴史』第四九五号、一九八九年八月、も参照。
- (9) *FRUS*, 1945-Vol. VI, p. 938.
- (10) *Ibid.*, p. 947.
- (11) Washington to GHQ, Tokyo, GHQ, Manila, 25 Oct. 1945, DMP, RG9.
- (12) 山極晃・中村政則編『資料日本占領 1 天皇制』大月書店、一九九〇年、四五—八頁。ただ、アラネタ書簡(全文は同前、四五—八—四六〇頁)の影響については資料の欠から明らかにしえなむ。
- (13) 『朝日新聞』一九四五年二月三日。
- (14) 裁判終了後、ロスはセブ知事選挙(一九五一年)に出馬したオスメーニャ二世(大統領の子息)の熱心なサポーターとして選挙運動に奔走した。一方、オスメーニャも一九五七年三月、ロスがラモン・マグサイサイ大統領とともに飛行機墜落事故で死亡した際、ロス記念病棟基金の設立を呼びかけている。Resil B. Mojares, *The man who would be president*, Maria Cacao Publisher, Cebu, 1986, p. 40; *Manila Times*, 24 Mar. 1958.
- (15) Joseph Keenan to Richard Marshall, 27 Dec. 1945, IPS/RCP.
- (16) *Ibid.*; Notes for meeting with Secretary of War, 5 Jan. 1946, IPS/RCP; Office Diary for SCAP, 7 Dec. 1945, DMP, RG5.
- (17) Notes for meeting with Secretary of War, draft, 4 Jan. 1946; 5 Jan. 1946, *op. cit.*, IPS/RCP.
- (18) Keenan to Marshall, 27 Dec. 1945, *op. cit.*
- (19) Joint Chief of Staff to Douglas MacArthur, 20 Dec. 1945, DMP, RG9.
- (20) *FRUS*, 1946-VIII, pp. 388-389.
- (21) Stephan R. Shalom, *The United States and the Philippines*, New Day Publishers, Quezon City, 1986, pp. 33-34. 米国の対比経済援助は大戦後一〇年間の対マニラ直接・間接援助の二一・五%(二億五〇〇〇万ドル)を占める(谷川・木村『現代フョーリンの政治構造』六六頁)。
- (22) Philip R. Picigallo, *The Japanese on trial*, University of Texas Press, 1979, pp. 185-186; Ann Troter, *New Zealand and Japan 1945-1952*, The Athlone Press, 1990, p. 30.
- (23) *FRUS*, 1946-VIII, p. 390.
- (24) CINCPAC to CG APWESPAC, 29 Jan. 1946; Osmeña to MacArthur, 31 Jan. 1946, IPS/RCP; *Manila Times*, 27 Dec. 1948.
- (25) Lim, "Highlights of the Yamashita and Homma

- 『国際検察局 (IPD) 尋問調書』第四〇巻' 一六〇—二五八頁)。
- (45) Lopez to Carlisle Higgins, 20 Jan. 1947; Keenan to Lopez, 1 Oct. 1947, IPS/RCP.
- (46) Minutes of a Meeting of Associate Prosecutors, 8 Apr. 1946; Correction of the above minutes, 12 Apr. 1946, IPS/SHF. 雑誌情報のごとくは、栗屋『東京裁判論』101—102頁。Memo, Grover Hardin to Executive Committee, 1 Apr. 1946 (『国際検察局 (IPD) 尋問調書』第三一巻' 二九—三〇頁)。
- (47) *Stars & Stripes(Pacific)*, 26 Feb. 1946.
- (48) Minutes of a Meeting of Associate Prosecutors, 8 Apr. 1946, *op. cit.*; 被告の選定過程のごとくは、栗屋『東京裁判論』七九—一〇七頁が詳し。
- (49) *Manila Times*, 28 Dec. 1948.
- (50) *FRUS*, 1946-Ⅷ, pp. 395-397. 栗屋『東京裁判論』103頁。なお天皇免責に関する最新の研究成果として、栗屋憲太郎・NHK取材班『東京裁判への道』日本放送出版協会、一九九四年' があ。
- (51) John W. Brabner-Smith to Keenan, 12 Apr. 1946, IPS/RCP. 起訴状の作成プロセスについては、日暮吉延「起訴状作成の政治過程」近代日本研究会編『戦後外交の形成』山川出版社、一九九四年' が詳細に検討している。
- (52) Lopez to Keenan, 13 Apr. 1946, IPS/RCP.
- (53) アーノルド・ブラックマン (日暮吉延訳) 『東京裁判』時事通信社、一九九一年' 六八頁。
- (54) Minutes of Meeting of Associate Prosecutors, 17

史苑 (第五七卷二頁)

- Apr. 1946, IPS/SHF. *DNZER*, p. 1560. なお、四月一七日の会議では、起訴状の二の追加訴因の挿入は認められるが、基本的に現状の形式を維持するという方針についても議論された。一人ロベスのみがこれに反対したことから、彼は起訴状に対して十分な不満を抱いていたのかもこれら。
- (55) Minutes of Meeting of Associate Prosecutors, 19 Apr. 1946, IPS/SHF.
- (56) Lopez to Keenan, 23 Apr. 1946, IPS/RCP. 裁判所憲章のごとくは、法務大臣官房司法法制調査部「戦争犯罪裁判関係法令集」第一巻 (一九六三年) 所収の訳文を参照した。
- (57) Harryman Dorsey to Eugene Williams and Frank Tavenner, 29 Jun. 1946; Lopez to Keenan, 23 Sep. 1946, 4 Oct. 1946, IPS/RCP.
- (58) Memo to all concerned, subject: Assignment of attorneys to phases of case, 23 Aug. 1946, IPS/RCP.
- (59) Interrogation of Jose P. Laurel and Jorge Vargas, 6 Jun. 1946; Memo, Lopez to Keenan, 6 Jun. 1946 (それぞれ『国際検察局 (IPD) 尋問調書』第五〇巻' 一八一—一八三頁、第四五巻' 二一〇—二二二頁)。対日協力者問題に対するフィリピン政府の立場のごとくは、中野総「フィリピンの対日協力者問題とアメリカ合衆国」『歴史学研究』第六〇〇号' 一九八九年一月' を参照。
- (60) Keenan to Lopez, 1 Oct. 1947, *op. cit.*
- (61) CINCPAC to CSCAD, 1 Dec. 1947, DMP, RG9. ロベスが米陸軍省との関係を断つのは裁判終了後の一九四九年初旬のごとくは、Lopez to MacArthur, 17 Mar. 1949, DMP, RG5)。

フィリピンと東京裁判―代表検事の検察活動を中心として―(永井)

- (62) 註(52)も参照。
- (63) *DNZER*, pp.1601-1604.
- (64) *Ibid.*, p.1683.
- (65) Keenan to Lopez, 1 Oct.1947, *op.cit.*:*DNZER*, p.1697. 『速記録』第二八八一―二九〇号。中国検事団は土肥原賢二とよもに板垣の責任を特に重視し、犯罪証拠を収集・整理してつた(宋志勇「終戦前後における中国の対日政策」『史苑』第五四巻第一号、一九九三年二月、七六―七七頁)。
- (66) Deborah Hattes, "From gangbuster to war crimes prosecutor," Senior honor thesis submitted to the Department of History, Washington and Lee University, 1989, p.42.
- (67) Keenan to Lopez, 1 Oct.1947, *op.cit.*
- (68) Mansfield to Keenan, 8 Aug., 2 Oct.1946, IPS/RCP.
- (69) Keenan to Associate Prosecutors and Assistant Counsel of the American Staff, 27 Nov.1946, IPS/RCP. 『速記録』第二二八号、一四―二五頁。
- (70) Keenan to Mansfield, 6 Nov.1946, IPS/RCP.
- (71) *DNZER*, pp.1649-1650.
- (72) 「フィリピン段階」に関する叙述は『速記録』第二二八一―三三二、一五九、三三三、三八一、三九九号に依拠した。また、本節に関しては拙稿も参照のこと。
- (73) 『朝日新聞』一九四六年二月一日。富士信夫『私に見た東京裁判』上巻、講談社学術文庫、一九八八年、一五三頁。
- (74) 『朝日新聞』一九四五年一〇月一日、一一月二日、一九四六年一〇月一四日、一一月一八日。Star Reporter, 4 Nov. 1946.
- (75) 『速記録』第三八一号、一二頁。
- (76) 『速記録』判決、二〇五―二七頁。
- (77) *Manila Times*, 13 Nov.1948.
- (78) Department of State, Incoming Telegram, Manila to Secretary of State, 16 Nov.1948:Confidential U.S.State Department Central Files:Philippine Republic Foreign Affairs (早稲田大学中央図書館マイクロ資料室所蔵)。
- (79) 『朝日新聞』一九四八年一一月一四日。
- (80) 同前。
- (81) Dept.of State, Incoming Telegram, Manila to Secretary of State, 16 Nov.1948.
- (82) B. V. A. Röling, eds, *The Tokyo Judgement*, Vol. I, APA-University Press Amsterdam BV, 1977, pp.497-515.
- (83) Dept.of State, Incoming Telegram, Manila to Secretary of State, 16 Nov.1948. 『ソロニクル』紙は天皇不起訴問題にこころを翌一四日にも取り上げ、その政治性を改めて指摘している(*Ibid.*)。
- (84) 一九四七年七月末、フィリピン政府は米軍から国内における戦犯裁判の管轄権を移管され、八月より裁判を開始していた(一九四九年一二月まで継続)。Castro & Santos, "A report on war crimes trials in the Philippines," p.472; *Manila Times*, Aug.1947-Dec.1948, *passim*.
- (85) Transcript of conference, 22 Nov.1948, made by Col. Bunker, Jul.1973, DMP, RG5. ウェリアム・シーゲルト(野末賢三訳)『日本占領外交』朝日新聞社、一九六六年、一四五―一四六頁。

(86) 『朝日新聞』一九四八年十二月二日。

(87) *Manila Times*, 8 Dec. 1948.

(88) Dept. of State, Incoming Telegram, Manila to Secretary of State, 10 Dec. 1948.

(89) Dept. of State, Incoming Telegram, Manila to Secretary of State, 22 Dec. 1948.

(90) 一九四七年十一月半のころである。以下を参照せよ。『速記録』第三二四号、九頁。 *Manila Times*, 16 Nov. 1947.

(91) 註(60)を参照。

(92) 帰国を間近に控えた一九四八年十二月末に東京で読み上げたロバースの声明文。 *Manila Times*, 22 Dec. 1948.

(93) *Manila Times*, 27 Dec. 1948.

(94) 註(65)を参照。

(95) 註(35)を参照。

〔付記〕 本稿は筆者が一九八九年二月に立教大学文学部に提出した卒業論文「極東国際軍事裁判とフィリピン」の一部に新たな収集資料を加えて再構成したものである。執筆に際しては指導教授である栗屋憲太郎文学部教授から多くのご教示を賜った。記して謝意を表したい。

(立教大学大学院史学専攻博士後期課程)

立教大学史学会会則

一九八一年十一月二十九日改正

第一条 本会は立教大学史学会と称する。

第二条 本会は事務所を立教大学文学部史学科研究室内に置く。

第三条 本会は史学・関連諸科学および、歴史・地理教育の研究とその発展に寄与することを目的とする。

第四条 本会は前条の目的を達成するために左の事業を行なう。

一、研究会

二、大会

三、総会

四、機関誌等の発行

五、その他必要と認められる事業

第五条 本会は本会の趣旨に賛同するものをもって、会員とする。会員は、本会の事業に参加し、機関誌の配布をうけ、機関誌への投稿その他研究に関する便宜を受けることができる。

2

第六条 本会は左の役員を置く。

会長 一名 委員 若干名 監事 二名

第七条 役員は会員の中から選出し、総会の承認を得るものとする。

第八条 役員任期は原則として二年とする。

第九条 本会の経費は会費、寄付金およびその他の収入をもってこれにあてる。

2

第十条 会計年度は、四月一日より翌年の三月三十一日までとする。

3

第十一条 本会の予・決算は監事の監査および総会の承認を得るものとする。

第十二条 会則の改正は総会の議決による。